

法人の運営と組織

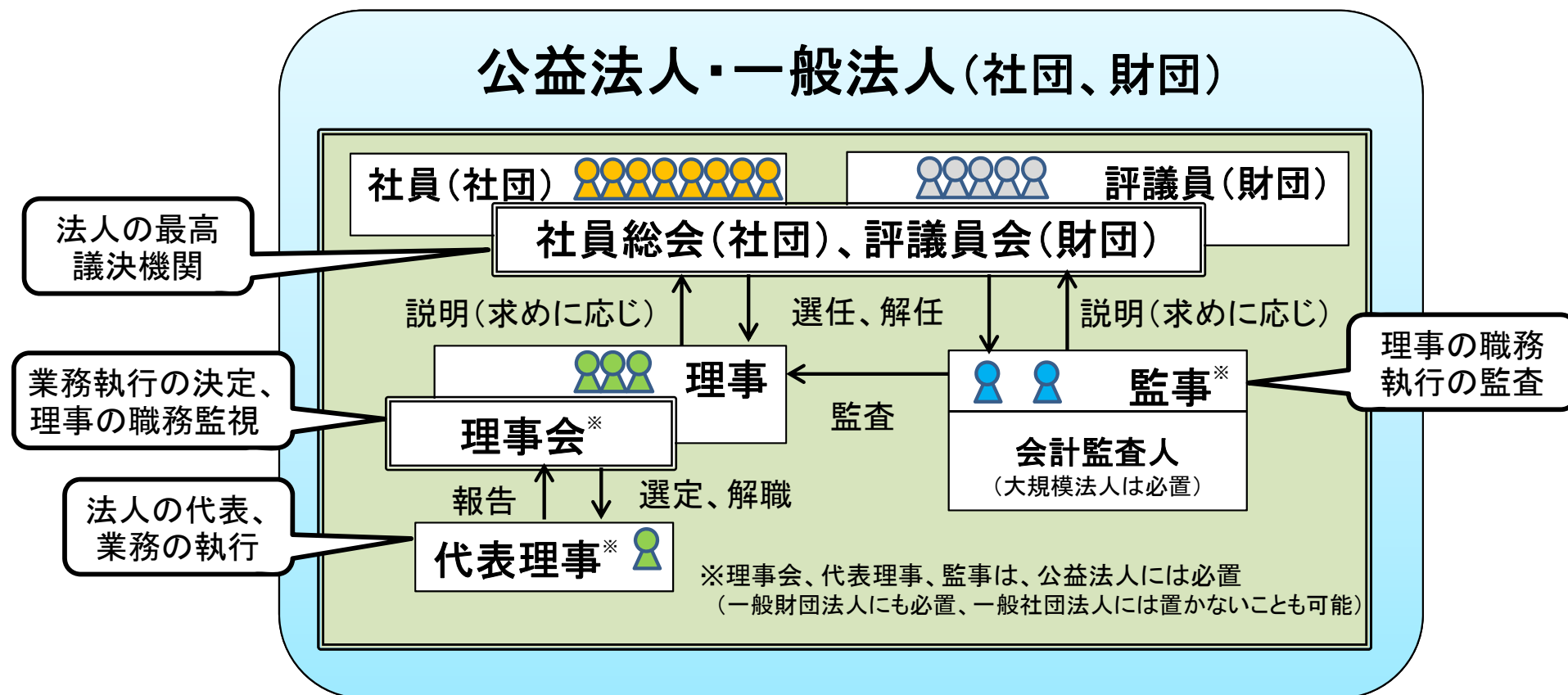


内閣府

公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化

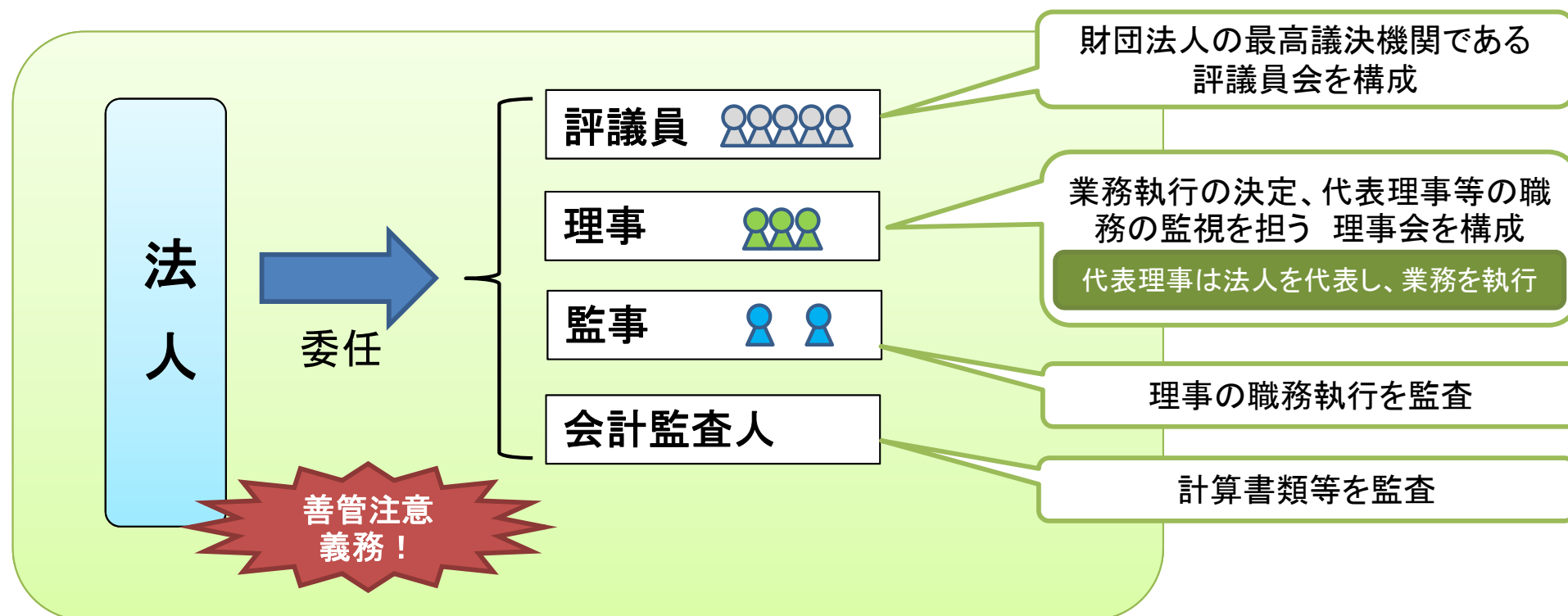
○ 旧民法と異なり、公益法人三法では、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記しています。これにより、

- ① 法律の規定に基づき各法人が自律的に運営していくことが可能となりますが、その一方で
- ② 役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となることが法律で定められており、
- ③ 公益法人の場合、運営が是正されなければ、公益認定の取消しを受ける可能性もあります。



理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

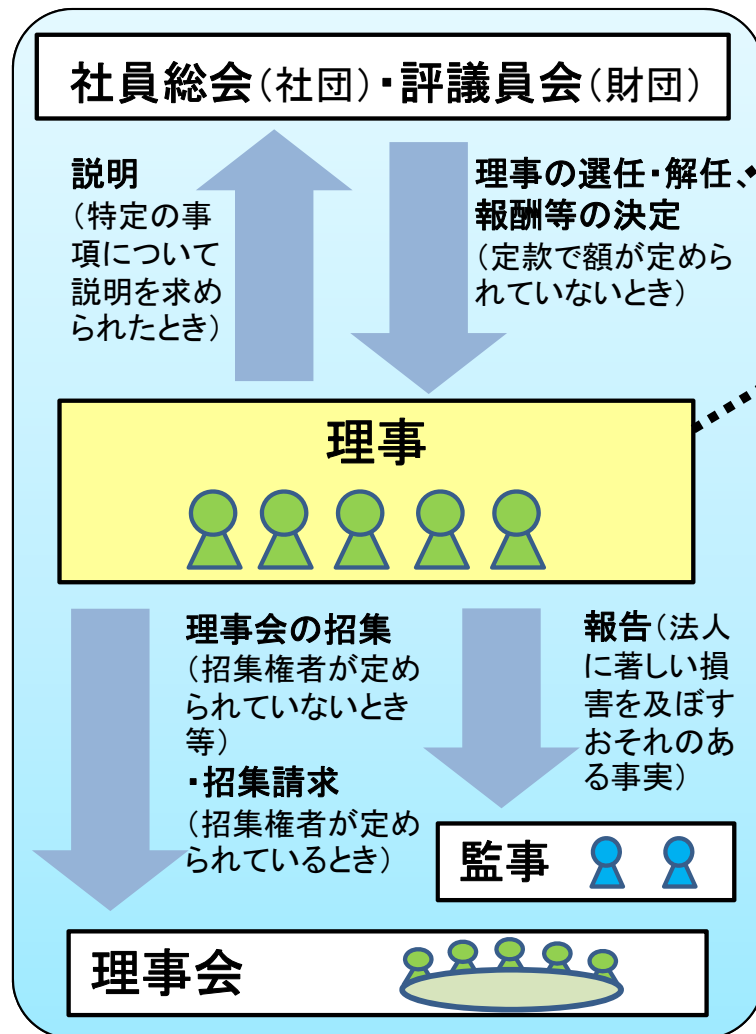
- 法人とその理事、監事、会計監査人及び(財団法人の)評議員は、委任の関係にあります。
(64条、172条1項)
- 民法の規定(644条)により、委任を受けた者(受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員)は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(＝善管注意義務)を負っています。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。



理事

- 公益法人の理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担います。善管注意義務、忠実義務などの義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定されます。



【理事の解任事由】

- 公益社団法人の場合:なし (社員総会の決議で解任可能)
- 公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき (評議員会の決議で解任可能)

【理事の義務等(主なもの)】

- ・善管注意義務 (委任の規定に基づく「善良な管理者の注意義務」) (64条、172条1項、民法644条)
- ・忠実義務 (法令、定款、社員総会の決議(社団の場合)を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務) (83条、197条)
- ・競業及び利益相反取引の制限 (自己又は第三者のために法人と取引をする場合等 →理事会の承認と報告が必要) (84条、92条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務 (社員・評議員から特定の事項について説明を求められたとき) (53条、190条)
- ・監事に対する報告義務 (法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき) (85条、197条)

【理事の責任(主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任 (任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任) (111条、198条)
- ・第三者に対する損害賠償責任 (職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任) (117条、198条)
- ・特別背任罪(7年以下の懲役or500万円以下の罰金) (334条)、
法人財産処分罪(3年以下の懲役or100万円以下の罰金) (335条)、
収賄罪(5年以下の懲役or500万円以下の罰金) (337条1項) 等

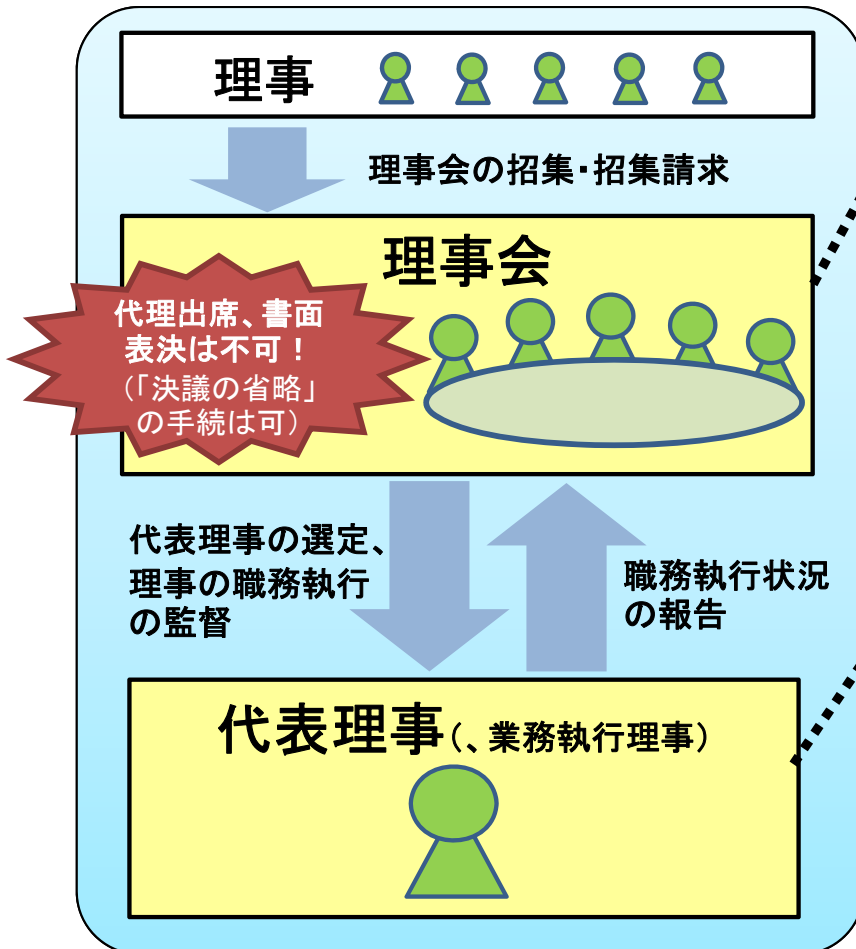
理事会、代表理事

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っています。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務です。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、理事会は必置の機関です。

- 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担っています。

※理事会は、代表理事のほか、法人の業務の執行に当たる理事(=業務執行理事)を選定することができます。



【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定(90条2項1号、197条)
- ・理事の職務の執行の監督(90条2項2号、197条)
- ・代表理事の選定及び解職(90条2項3号、197条)
- ・社員総会・評議員会の招集の決定(38条、181条1項)
- ・競業・利益相反取引の承認(84条、92条1項、197条)
- ・計算書類・事業報告の承認(124条3項、199条)

※以下の事項の決定を理事に委任することは不可(理事会決議事項)

- ①重要な財産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な使用人の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備、⑥定款の定めに基づく役員等の責任の免除(90条4項、197条)

【代表理事の権限】(○は業務執行理事と共通の権限)

- ・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為(77条4項、197条)

○法人の業務の執行(91条1項、197条)

※法人は、代表理事の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(78条、197条)

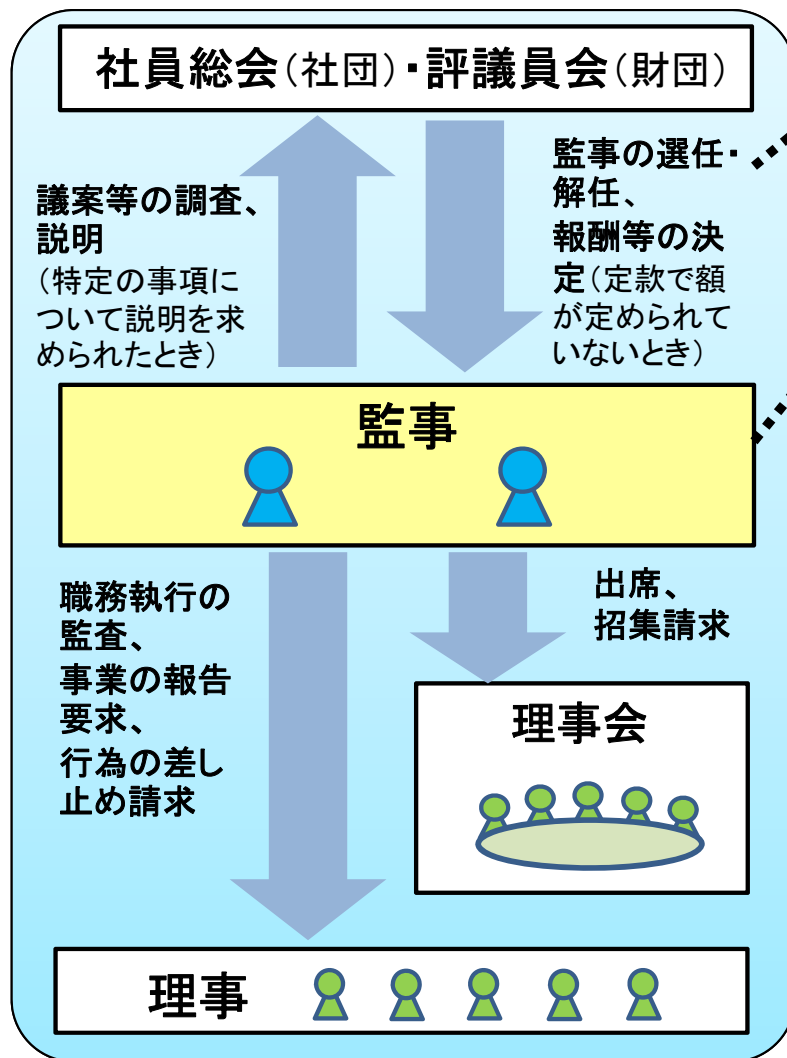
【代表理事の義務】(○は業務執行理事と共通の義務)

- 理事会への職務執行状況の報告義務(3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上(4か月以上の間隔)に緩和可。報告の省略は不可)(91条2項、197条)

監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査します。このために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されています。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うこととなります。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、監事は必置の機関です。



【監事の解任事由】

公益社団法人、公益財団法人とも、解任事由については理事と同じ。ただし、解任には社員総会又は評議員会の特別決議が必要

【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務の執行の監査(99条1項、197条)
- ・計算書類等の監査(124条1項、2項、199条)
- ・事業の報告要求(理事、使用人に対し)、業務・財産の状況調査(99条2項、197条)
- ・理事会の招集請求(101条2項、3項、197条)
- ・理事の行為の差し止め請求(理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)(103条、197条)
- ・法人と理事との間の訴えにおける法人の代表(104条、197条)
- ・会計監査人の解任(監事が複数の場合、全員の同意が必要)(71条、177条)

【監事の義務(主なもの)】

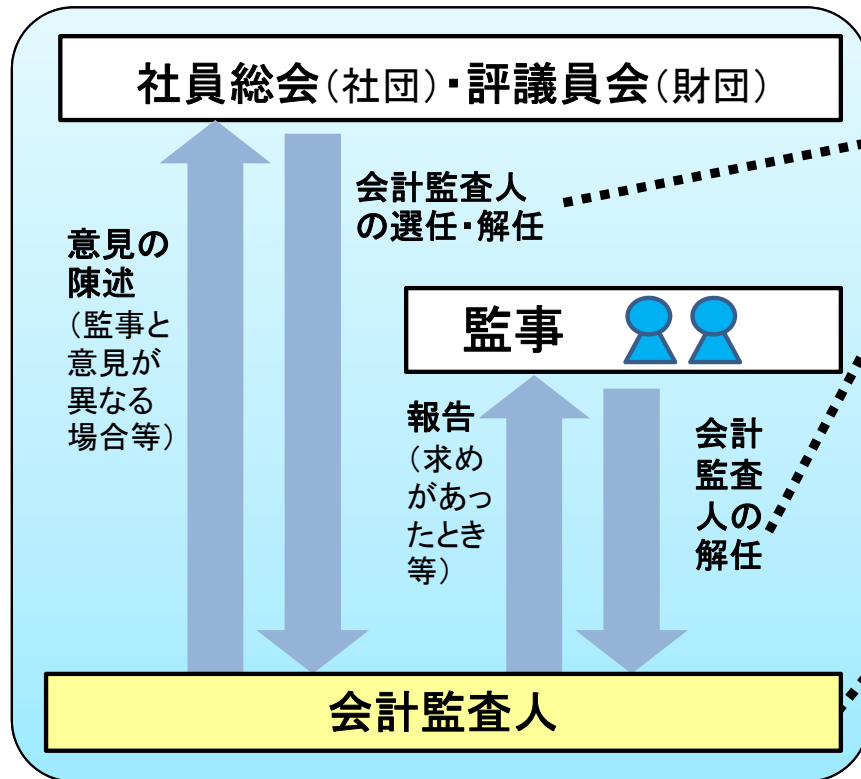
- ・善管注意義務(→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務(101条1項、197条)
- ・理事会への報告義務(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)(100条、197条)
- ・社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務(報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)(102条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務(→理事と同じ)

【監事の責任】(→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

会計監査人

○ 会計監査人(公認会計士又は監査法人)は、計算書類等の監査を行います。会計監査人が置かれる法人では、計算書類(及びその附属明細書)は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになります。

※毎事業年度における①損益計算書上の収益が1000億円以上、②損益計算書上の費用・損失が1000億円以上、③貸借対照表上の負債が50億円以上ある公益法人においては、公益認定法の認定基準により、会計監査人が必置とされています。



【会計監査人の解任事由】

公益社団法人の場合:なし(社員総会の決議により解任可能)

公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(評議員会の決議により解任可能)

上記のほか、公益社団法人・公益財団法人とも、上記①～③に該当する場合は、監事による解任も可能

【会計監査人の権限(主なもの)】

・計算書類等の監査(107条1項、124条2項、197条、199条)

・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)(107条2項、197条)

・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合)(109条1項、197条)

【会計監査人の義務(主なもの)】

・善管注意義務(→理事と同じ)

・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき)(108条、197条)

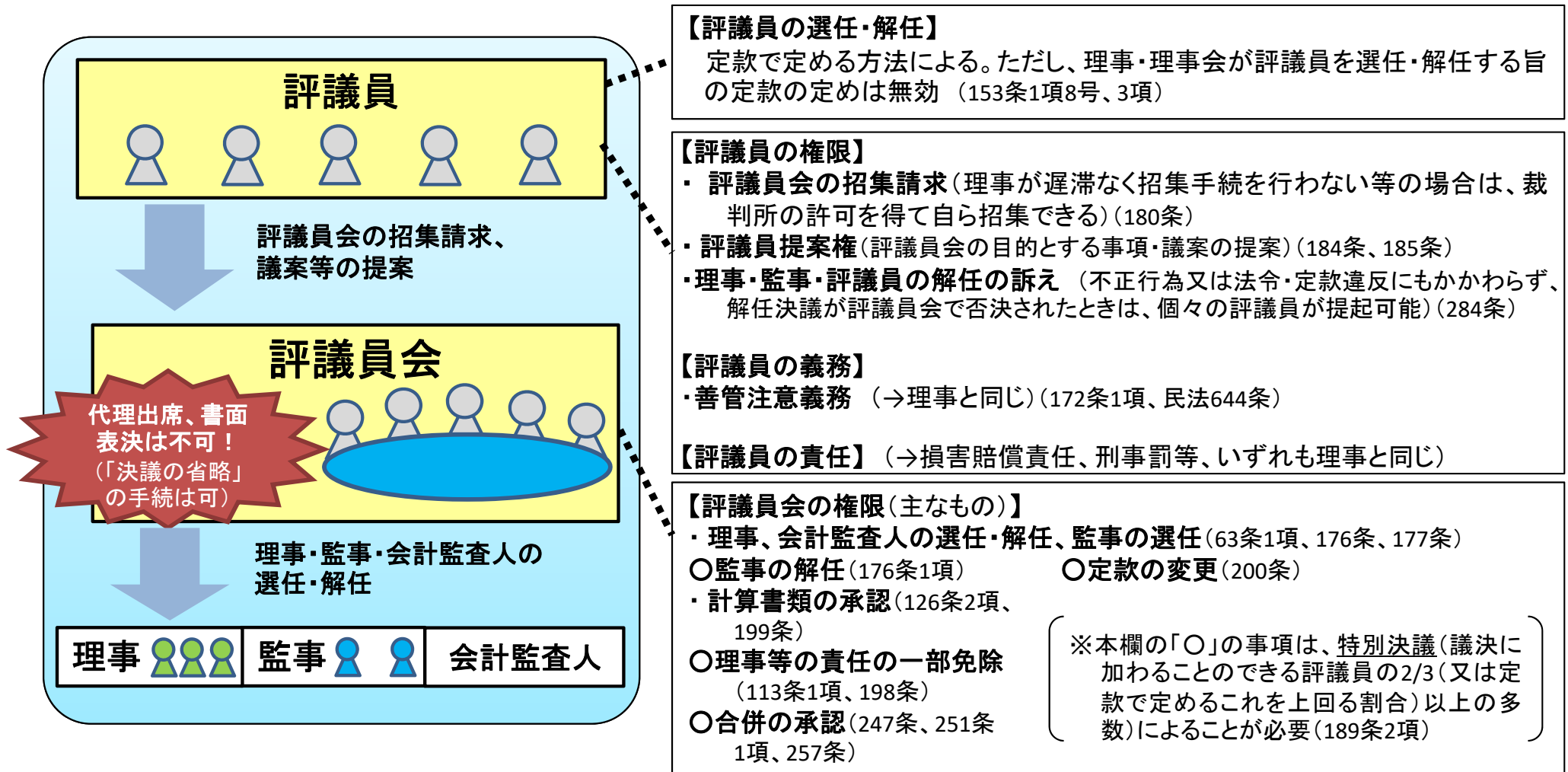
・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議があったとき)(109条2項、197条)

【会計監査人の責任】

(→損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪(第337条)は適用あり。)

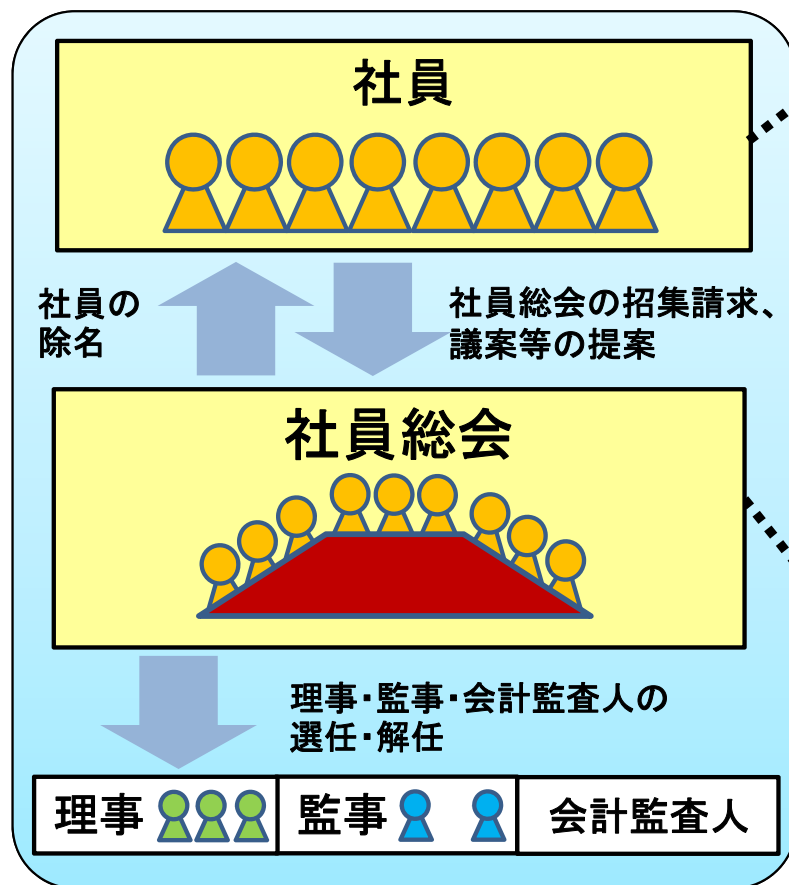
評議員・評議員会

- 評議員は、公益(一般)財団法人の最高議決機関である評議員会の構成員です。
- 評議員会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも評議員会の責務です。



社員・社員総会

- 社員は、公益(一般)社団法人の基本的な構成要素です。最高議決機関である社員総会の構成員としての役割のほか、代表訴訟等を通じて理事・監事等の責任を追及することができます。
- 公益社団法人(※理事会必置)における社員総会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認などを通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事はその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使用することも社員総会の責務です。



【社員の権限(主なもの)】

- ・社員総会の招集請求 (総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員により請求が可能。理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(37条)
- ・社員提案権 (社員総会の目的とする事項・議案の提案)(43条、44条)
- ・理事・監事等の責任追及の訴えの提起 (法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をししない等の場合、個々の社員が提起可能(いわゆる「代表訴訟」))(278条)
- ・理事・監事の解任の訴え (不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の議決権を有する社員により提起可能)(284条)

【社員の義務】

- ・経費の負担 (定款の定めにより、経費を支払う義務)(27条)

【社員総会の権限(主なもの)】

- ・理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、70条1項)
- 監事の解任(70条1項)
- 定款の変更(146条)
- 理事等の責任の一部免除(113条1項)
- 合併の承認(247条、251条1項、257条)
- 社員の除名(30条1項)
- ・計算書類の承認(126条2項)

※本欄の「○」の事項は、特別決議(総社員の半数以上かつ総社員の議決権の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)による必要がある(第49条第2項)

社員総会・評議員会、理事会の主な議決事項

社員総会・評議員会

社団は総社員半数&議決権2/3以上、財団は評議員2/3以上

➤法定事項(主なもの)

社団は議決権過半数、財団は評議員過半数

普通決議	特別決議
<ul style="list-style-type: none"> ○理事、会計監査人の選解任 ○監事の選任 ○各年度決算に係る計算書類の承認 ○定款に定めがない場合の残余財産 帰属先の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●社員の除名(社団のみ) ●監事の解任 ●理事等の損害賠償責任の一部免除 ●定款の変更 ●事業の全部譲渡 ●解散(社団のみ)、合併

➤その他定款で定めた事項 ※事業報告の承認、事業計画・予算の承認、評議員の選解任など

理事会

➤法定事項(主なもの)

- ◇各年度決算に係る計算書類・事業報告の承認
- ◇重要な財産の処分、多額の借財
- ◇代表理事、業務執行理事の選定・解職
- ◇業務執行の決定
- ◇社員総会・評議員会の招集決定

➤その他定款で定めた事項 ※事業計画・予算の承認など

社員総会・評議員会の法定議決事項は、理事会への委任不可

<参考>「公益法人の役員必携」について

○各機関の役割や責任について重要な点を携帯版にまとめた資料を、「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)に掲載しています。

The screenshot shows the website '公益法人information' with a navigation menu. The '役員必携' (Director's Handbook) section is highlighted in blue. Below the navigation, there are several content blocks:

- 公益法人の皆様へ**: Introduction to public interest corporations.
- トピックス**: Topics section with links to '法人法改正について' (PDF 457KB) and '税額控除に係る証明～申請の手引き～' (PDF 1,401KB).
- テーマ別セミナー**: Thematic seminars section.
- 公益法人・移行法人の運営について**: **公益法人・移行法人の運営について** (circled in red). This section discusses the roles and responsibilities of various organs (Board of Directors, Board of Auditors, etc.) and provides links to detailed guides for different types of public interest corporations.
- 公益法人税制**: Taxation section for public interest corporations.